

新治小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月 17 日策定

令和 2 年 3 月 30 日改定

1 いじめ防止に向けて本校の考え方

本校の学校教育目標には「豊かな人間関係を通して、他者を思いやり、物事の善悪の判断ができ【徳】」、「自分や人を大切にする【体】」子をはぐくむことが記されています。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（平成 25 年いじめ防止対策推進法による）をいい、決して許される行為ではありません。

いじめられている子どもがいた場合には最後まで守りぬき、いじめをしている子どもにはその行為を決して許さず、毅然として指導をしていきます。

いじめを防止するためには、学校や保護者・地域が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、それぞれの役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築いていく構成者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

2 組織の設置及び組織的な取り組み

いじめは、どの学校・クラスでも、どの子どもにも起こりうるものである、ということを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には早期に解決できるよう「いじめ防止対策委員会」を設置します。「いじめ防止対策委員会」は以下のように定期会と臨時会の2つの会をもちます。

・定期会：毎月一回の職員会議の中で開催する

いじめの発見や早期解決につながる研修を行うとともに、様子の気になる事例の共有、いじめ対策の進捗の確認をします。また、いじめ防止基本方針の見直しも随時行っていきます。この定期会にはすべての教職員が参加し、必要に応じて心理や福祉の専門家の参加を求めます。

・臨時会：いじめ発生の疑いが認められるときに開催

担任や養護教諭など子どもにかかわる誰もがいじめの発生の疑いをもった時に開会を求めるものとし、管理職が会を招集します。情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査・聞き取り調査などにより事実関係を把握し、いじめであるかどうかの判断をするとともに、いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施していきます。構成するメンバーは管理職・教務主任・児童支援専任・養護教諭・担任/学年担任とし、この会にも必要に応じて心理や福祉の専門家の参加を求めます。

校長は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。また、「はぐくみ協働運営協議会（学校運営協議会）」や「十日市場中学校区学校・家庭・地域連携事業」なども活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進してまいります。

3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

いじめ防止の観点もあわせ、豊かな心の育成のため学校教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育の推進を図るとともに、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」などの活用により、集団の一員としての自覚や自信をはぐくみ、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりを目指します。また、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、ほかの児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、児童支援専任が中心となっていじめ防止に向けた職員研修も実施します。

また、子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識をはぐくむため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう各クラスで話し合い、代表委員会で共有化します（今までの議題例「あいさつの花を咲かせるために」「ふわふわ言葉を集めよう」など）。横浜こども会議で提案されたいじめ防止について等の内容についても代表委員会を通じて全校児童にフィードバックしていきます。

12月には「人権週間」を設定し、各学年や学級で「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の授業を行い、友達とのかかわりについて考えます。そして、全校人権集会で各学年や学級での取り組みについて互いに発表します。

いじめの早期発見に向けて、「学校生活に関する児童アンケート」や「いじめ解決に向けた全市一斉統一アンケート」、「全ての児童との教育相談」を実施したり、チェックリストを作成して活用したりするとともに、インターネットや携帯電話を通じたいじめの防止のためPTAとも協力して入学説明会や学校説明会で啓発活動を行ったり研修会を開いたりします。

【いじめ早期発見等に向けての年間の取り組みの一部】

4月	家庭訪問	11月	学校生活アンケート・教育相談
6月	学校生活アンケート・教育相談	12月	人権週間・人権集会
7月	個人面談・横浜こども会議		全市一斉アンケート・個人面談
9月	代表委員会（子ども会議報告）	1月	ネットトラブル防止教室

職員研修や「子どもの社会的スキル横浜プログラム」から時期や実態に合わせた授業を適宜実施します

いじめの可能性に気づいたり、発見・通報があったりした場合には特定の教員で抱え込まず、即座に組織的な対応をするべく「いじめ防止対策委員会」の開催を求めます。また、被害児童やいじめを知らせてきた児童を守り通すとともに、事情や心情を聴取して児童の状態に合わせた継続的なケアを行います。加害児童に対しては、再発防止に向けて毅然とした態度で指導するとともに、保護者と連携して児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行います。

そして、次の2つの要件が被害児童本人及び保護者に確認がとれた時をもって“いじめの解消”と捉えることとします。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

なお、いじめが暴行や傷害など犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守ります。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮したうえで警察と連携して対応していきます。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童が自殺を企図したり身体に重大な障害を負ったり、金品等に重大な被害を被ったり、精神性の疾患を発症したり等、いわゆる「いじめの重大事態」の際は、直ちに教育委員会に報告し、「いじめ防止対策委員会」を中核として再発防止も視点においた調査を実施します。調査の結果は教育委員会やいじめを受けた児童・保護者に対しても報告します。

なお、「いじめの重大事態」はいじめ防止対策推進法に以下のように定義されています。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

5 いじめ防止対策の点検と見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて随時点検を行い、必要に応じて組織や取り組みについての見直しを行い、学校いじめ防止基本方針を改定して改めて公表します。

6 その他

- ・この「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに公開し、保護者や地域の方も内容を参照できるものとする。
- ・毎年度の入学時、新年度に児童生徒・保護者に周知します。
- ・この「学校いじめ防止基本方針」は平成 29 年 10 月に改訂された横浜市いじめ防止基本方針に基づいて改訂しました。